

一宮市給水装置工事検査要綱

(目的)

この要綱は、水道法並びに一宮市水道事業給水条例等に基づき給水装置の適正な設置、維持管理を目的として、その検査に必要な事項を定める。

- 給水装置工事事業者は、給水装置工事しゅん工後、速やかに「給水装置工事しゅん工届」等の関係書類を管理者に提出し、しゅん工検査を受けなければならない。また、しゅん工検査の結果、手直しが必要な場合は、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。
- 主任技術者の当該給水装置工事のしゅん工検査立会いについては、管理者が必要と認めるものについて、求める。
- 主任技術者は、水道法施行令第6条の「構造及び材質の基準」及び以下の事項を事前に確認した後に、しゅん工検査を受けなければならない。
- 給水装置工事の公道部分については、道路復旧等の工事完了後、速やかに「道路復旧完了届」を管理者に提出しなければならない。

書類検査（給水装置工事設計書等）

この検査では、給水装置工事申込時に設計審査を受けた事項の確認を行い、しゅん工図面等に変更がないことを確認する。

- 各部の材料、管径及び延長が明記されていること
- 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。
- 構造・材質基準に適合した施工方法で適切に実施されていること。
(水の汚染、破壊、侵食、逆流、凍結防止等の対策)

耐圧試験の手順

- メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。
- 給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- 充水しながら、給水栓をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- 加圧を行い水圧が基準に達したら、テストポンプのバルブを閉めて、その状態で定められた時間を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- 試験終了後は、適宣、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。

水質の確認

水質については、残留塩素が $0.1\text{mg}/\ell$ 以上であり、臭気、味、色、濁りについては観察により異常でないこと。

現地検査

検査種別	検査項目	検 査 の 内 容
屋外の検査	水道メーター 止水栓	・水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。
		・検針、取替に支障がないこと。
		・止水栓の傾き等操作に支障がないこと。
	埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
	管径、延長	・しゅん工図面と整合すること。
	メーター筐	・傾きがないこと及び設置基準に適合すること。 ・集合住宅は部屋番号を記入すること。
	バルブ	・筐の中心にあり、設置基準に適合すること。
配 管	配管	・管径、管種、管延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合すること。
		・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接、連結されていないこと。
		・管径、経路、構造等が適切であること。
・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。		
・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。		
	・クロスコネクションがなされていないこと。	
	接合	・適切な接合が行われていること。
	管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	接続	・適切な接合が行われていること。
受 水 槽	吐水口空間の 測定	・吐水口と越流面等との位置関係、防虫網、施錠等の確認を行うこと。
増圧装置	機能確認	・配水管の水圧異常による自動停止（吸込圧力0.07MPa）、復帰した場合の自動復帰（吸込圧力0.1MPa）の装置設定を立ち会いし確認すること。 ・減圧式逆流防止器が、正常に機能するか確認すること。
機能検査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐圧試験		・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
		・水圧は1.75MPa 1分間保持が望ましいが、当分の間0.98MPa（10kgf/cm2）5分間とする。
水質の確認		・濁り等がないことを確認する。（残留塩素は市上下水道部が測定）